

イノベーション人材等育成事業

広島県未来チャレンジ資金～ひろしまDX人材育成奨学金～

募集要項（令和4年12月）

広島県では、将来的に産業DXを牽引する人材を育成するため、県内高等教育機関の理工系情報学部等でデジタル技術等の高度な知識・技術を身に付け、「将来、広島県内企業等で働きたい!」という方に対して、修学に必要な資金を貸し付けます。

卒業後、9年間のうち、広島県内企業等へ就業し、DX推進に資する業務に8年間従事していただくと、貸付金全額の返還を免除されます。

※ 応募には学校からの推薦が必要です。詳しくは、下記「対象者」の要件をご確認ください。

受付期限 令和5年度1次募集：令和5年2月17日〔金〕締切（当日の消印有効）

対象者

県内高等教育機関の理工系情報学部等において、県内産業の持続的発展に不可欠なDX推進に寄与する知識・技術を習得する学生・院生で、卒業後、広島県内企業等（※1）に就業し、DX推進に資する業務（※2）に従事しようとする者

《要件》 ※次の①～③すべての要件を満たす必要があります。

- ① 合格した学校の学校長の推薦がある者※
- ② 4月1日現在で18歳以上の者
- ③ 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者

※応募には学校からの推薦が必要となります。推薦の要件は各学校へお問い合わせください

県内の理工系情報学部等のある高等教育機関（令和4年12月1日現在）

（広島大学、広島市立大学、近畿大学※、広島工業大学、福山大学、呉工業高等専門学校、広島商船高等専門学校）
※広島キャンパス（工学部）に限ります。

（※1）広島県内企業等に就業とは次のいずれかによるものとします。

- ① 広島県内に、本店を有する会社等・主たる事務所等を置く個人事業者に就業した場合
- ② 広島県外に、本店を有する会社等・主たる事務所等を置く個人事業者の、広島県内の支店・事務所等に就業した場合
- ③ 広島県内に、本店・主たる事業所等を置いて事業を営む場合
- ④ 広島県内の地方公共団体に就業した場合

(※2) DX 推進に資する業務

デジタル技術やデータ活用についての知識・技術を活用してDXに取り組む業務

(参考)

区分	職種	説明	
		説明	例
会社等 個人事業主	プロダクトマネージャー	デジタル事業の実現を主導するリーダー格の人材	IT プロジェクトマネージャー
	ビジネスデザイナー	デジタル事業（マーケティングを含む）企画・立案・推進等を担う人材	IT ストラテジスト, IT コンサルタント, デジタルビジネスイノベーター, Web マーケティング
	テックリード（エンジニアリングマネージャー, アーキテクト）	デジタル事業に関するシステムの設計から実装ができる人材	システムアーキテクト
	データサイエンティスト	事業・業務に精通したデータ解析・分析ができる人材	データサイエンティスト
	先端技術エンジニア	機械学習, ブロックチェーンなどの先端的なデジタル技術を担う人材	AI エンジニア
	UI/UX デザイナー	デジタル事業に関するシステムのユーザー向けデザインを担当する人材	Web クリエーター, CG デザイナー
	エンジニア/プログラマー	デジタル事業に関するシステムの实装やインフラ構築, 保守・運用, セキュリティー等を担う人材	IT サービスマネージャー, ネットワーク技術者, 情報セキュリティ技術者, アプリケーション技術者, データベース技術者

※IPA「DX白書2021」及び「職業情報提供サイト（日本版O-NET）」を基に作成

地方公務員については、「情報職」などDX推進に資する分野での採用に限る。

教員については、高等学校等で「情報科目」を指導する教員に限る。

※詳しくは県担当者までお問い合わせください。

貸付金額等

- 1 貸付金額：月額5万円（無利子）
- 2 貸付期間：修学生に適用される修業年限内。ただし、6年間を上限。

貸付者の決定等

書類審査（令和5年3月中旬予定）により貸付者を決定します。

（結果通知は申請された方に別途お知らせします。）

なお、貸付を受けるには、2人以上の連帯保証人が必要です。

■ 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出してください。なお、申請者によって提出書類が異なりますので、別紙「手続き等の流れ・提出書類」を参照してください。

- ① 広島県未来チャレンジ資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 合格した学校の学校長の推薦状
- ③ 修学する県内高等教育機関の理工系情報学部等の募集要領，カリキュラムその他の修得しようとする内容が記載されたもの
- ④ 住所が確認できる書類
 - ・本籍が記載されていること。
 - ・日本国籍を有していない方は，国籍，中長期在留者・特別永住者等の区分，在留資格，在留期間が記載されていること。
 - ・個人番号（マイナンバー）・住民票コードは，省略されていること。（これらが記載されている場合は，必ずマジック等で見えないように塗りつぶすこと。）
- ⑤ 健康状態が確認できる書類（申請日より1年以内に受診したもの）
- ⑥ 県内高等教育機関の理工系情報学部等の入学試験に合格したことを証する書類の写し又は県内高等教育機関の理工系情報学部等に在学していることが確認できる書類（学生書の写し等）
- ⑦ 連帯保証人の資格に関する調べ（連帯保証人ごとに1枚記入し，証明する書類を添付すること。）

【就業確認及び成果等の状況調査】

県内高等教育機関の理工系情報学部等在学中及び修了後8年間は，年1回実施する就業状況の確認及び成果等の状況調査に回答していただきます。

【返還の免除】

県内高等教育機関の理工系情報学部等を卒業後，9年間の内の8年間以上，県内企業等に就業し，DX推進に資する業務に従事した場合は貸付金の返還を全額免除します。

県内企業等への就業期間が8年未満の場合は，期間に応じて返還を一部免除する場合があります。

【資金の返還】

修了等の見込みがなくなったとき，資金貸付の要件に該当しなくなったとき，貸付の中止若しくは辞退により資金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは，貸付を受けた資金の額を知事の定める日までに返還しなければなりません。

【手続き等の流れ・提出書類】

○貸付申請～貸付開始までの流れ

県内高等教育機関の理工系情報学部等入学しようとする者	既に県内高等教育機関の理工系情報学部等に在学している者
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">入学検討・準備</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">貸付申請</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">書面審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">貸付内定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">貸付決定手続</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">貸付決定通知</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">借用書提出</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">貸付開始</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合格した学校の学校長の推薦状 ・ 貸付申請書（様式第1号） ・ 募集要項・カリキュラム等 ・ 住所が確認できる書類 ・ 健康状態が確認できる書類 ・ 合格を証する書類の写し ・ 連帯保証人の資格に関する調べ <ul style="list-style-type: none"> ・ 在学証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 借用書 ・ 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 ・ 連帯保証人の住民票の写し ・ 個人情報に関する同意書 ・ 口座振替依頼書 	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">入学検討・準備</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">貸付申請</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">書面審査</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">貸付決定通知</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">借用書提出</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">貸付開始</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在学中の学校長の推薦状 ・ 貸付申請書（様式第1号） ・ 募集要項・カリキュラム等 ・ 住所が確認できる書類 ・ 健康状態が確認できる書類 ・ 在学証明書 ・ 連帯保証人の資格に関する調べ <ul style="list-style-type: none"> ・ 借用書 ・ 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 ・ 連帯保証人の住民票の写し ・ 個人情報に関する同意書 ・ 口座振替依頼書

○貸付開始～返還免除までの流れ

貸付開始	<ul style="list-style-type: none"> ・半年に1度、貸付金（6か月分）を県が振込む。
↓	
入学中の状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月に学部・学科等の在籍状況を県に報告する。
↓	
在学確認	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月に成績証明書を県に提出する。（秋入学者は10月に提出）
↓	
修了後の就業状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・修了後の4月に修了証明書等を県に提出する。
↓	
修了後・就業1年目の状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・（就業1年目）県内企業での職種・業務内容等について、1月に県に報告する。
↓	
就業2年目以降の就業状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業での就業状況について、毎年4月に報告する。（就業より8年間経過するまで）
↓	
就業2年目以降の状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・（就業2年目以降）県内企業に就業した職種・業務内容等について、1月に県に報告する。（就業より8年間経過するまで）
↓	
返還免除申請	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書等を県に提出する。
↓	
返還免除	<p>※手続きの流れ及び提出書類等の詳細については、「広島県未来チャレンジ資金貸付規則」及び「広島県未来チャレンジ資金に関するQ&A集」をご覧ください。</p>

【応募・問い合わせ先】

広島県商工労働局産業人材課 人材育成グループ

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 電話 082(513)3420

Eメールアドレス syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp